

NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

発行
(株)常陽経営コンサルタンツ
〒973-8408
福島県いわき市内郷高坂町砂子田94 番地
TEL0246-27-9110 FAX0246-27-9118

省庁横断で取組む地方活性化戦略 政府内に「地方創生本部」設置へ

安倍総理の経済政策—アベノミクスが、地方経済活性化に向けて新たな「地方創生本部」を立ち上げる。キーポイントは、①都市と地方の交流や観光を通じた町おこし支援、②地域活性化で全省庁をまとめ省庁横断で取り組む、③地域の特産品などを作る中小・零細企業、交通・観光業者等を支援するための法整備を行う。

そのためには 1. 地域の名産品を海外に売り込むため、家電製品に限られてきた免税品を全品目に広げ、東京五輪開幕の 2020 年までに免税店を 1 万店に増やしアンテナショップの機能も増やす（消費税免税制度）、2. 地方自治体が都市部から若者を誘致して定住を働き掛ける「地域おこし協力隊」について、2013 年度 978 人の参

加者を 3 年間で 3000 人まで増やす、2. ふるさと納税の特典として贈る特産品をブランド化する「ふるさと名物応援制度」などを盛り込む 3. 外国人観光客の誘致(2020 年までに 2000 万人達成)をめざし、特にインドネシアに対し査証(ビザ)を免除する、などの意向を表明した。安倍総理は「地方創生本部」の本部長となり 6 月内に打ち出す新成長戦略に盛り込む目玉戦略の一つ。一方で来春に統一地方選を控え、地方経済の底上げに取り組むためとか道州制構想を各自治体が意識しているとの見方もある。しかし同本部が「省庁横断」というなら総務・経産・農水・国交・厚労にまたがる地方活性化戦略担当の無駄と効率化の点検も欠かせない。

与党税協が消費税の軽減税率の素案公表 軽減税率の対象分野は8パターンを提示

自民・公明の与党税制協議会は、食料品などの生活必需品の消費税率を低くする軽減税率制度の素案を公表した。素案は、軽減税率の対象分野について、「まずは飲食料品分野を想定して検討」として、8 種類のパターンを提示し、また課税事業者に新たに発生する区分経理事務については 4 案を併記した。同協議会は、「予め案を絞り込むのではなく、広く国民の意見を聞きながら、検討していく」との考えを示している。

軽減税率の対象分野については飲食料品分野とすることを想定して検討。その中で、各国で行われている線引き例を当てはめて、飲食料品の全てを対象とするものから、精米だけに絞ったものまで 8 案を示した。減収額は、1%当たり 200

億円(精米のみ)~6600 億円(全ての飲食料品)と大きく違う。

与党内では、公明党が当初主張していた外食と酒を除く案よりも、さらに菓子類や飲料、加工食品を除いた「生鮮食品」を推す声があるという。

また、軽減税率制度を導入する場合、適正な税額計算のためには区分経理のための仕組みが必要となるが、事業者の事務負担や適正な請求書等が発行されることの担保、免税事業者への影響といった課題について、素案では、(A 案)区分経理に対応した請求書等保存方式、(B 案)A 案に売り手の請求書交付義務等を追加した方式、(C 案)事業者番号及び請求書番号を付さない税額別記請求書方式、(D 案)E U 型インボイス方式、の 4 案に整理した。